平成２９年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市鳥海町下直根字岡田代６番地
債務者　佐藤　大介
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第４号
秋田県仙北市角館町中菅沢94番地64
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第５７号
群馬県桐生市広沢町２丁目3093番地の６
債務者　平野千恵美（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６７号
千葉県木更津市清見台東３丁目28番11号
債務者　平井　憲之
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７１号
千葉県君津市南子安８丁目12番30号　304
債務者　竹内　香余
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１４３号
石川県野々市市下林３丁目253番地　セジュールＳＡＫＵＤＡⅡ－203号、従前の住所石川県白山市専福寺町80番地１
債務者　和田錬三郎
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
山梨県都留市上谷１丁目８番13号
債務者　名取　盛光
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
長野市上松５丁目８番23号
債務者　村松　秀一
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
長野市箱清水１丁目13番25号　テレパレス箱清水222
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０７号
名古屋市港区知多３丁目201番地　県営南陽第一住宅第１号棟第103号
債務者　中野　真希
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９９号
滋賀県野洲市高木69番地２
債務者　斉藤　知子（旧姓細合・谷口）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
大津市南小松1031番地の５
債務者　玉田麻美子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８３号
滋賀県彦根市平田町588番地１（212号）、前住所滋賀県彦根市平田町70番地２（305号）
債務者　織田　洋二
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４１３号
広島市安佐北区あさひが丘３丁目19番15号
債務者　船井　弘美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４８号
愛媛県松山市西垣生町510番地３　エトワール・スピカ102号
債務者　金森　友希
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０６号
大分市大字皆春794番地の13（ロイヤルホーム202）
債務者　野中　裕幸
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６７号
鹿児島県霧島市国分上小川925番地　宮下団地Ａ棟１号
債務者　田原　キヌ
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係